

岡山県公報		発行 岡山県			
目次		担当課（室）		目次	
【規則】		人事課	〃	〃	
○ 岡山県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則		人事課		〃	
○ 岡山県税条例施行規則の一部を改正する規則		税務課		〃	
○ 岡山県看護学生奨学資金貸与規則の一部を改正する規則		医療推進課		〃	
（以上県例規集登載）					
【訓令】		人事課	〃	〃	
○ 岡山県職員服務規程の一部改正					
（県例規集登載）					
【告示】		建築指導課		〃	
○ 岡山県土木関係手数料徴収条例に基づき知事が定める建築物エネルギー消費性能基準等の一部改正					
（県例規集登載）			〃	〃	
【人事委員会】		人事委員会		〃	
○ 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則					
○ 職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則					
改正する規則					

◎岡山県規則第十二号

岡山県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月二十一日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和二十九年岡山県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

（現実に職務に従事することを要しない期間に該当する期間）

第二条の二 条例第六条の四第一項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとされる職員の高齢者部分休業に関する条例（平成二十九年岡山県条例第六号）第七条に規定する規則で定める期間は、高齢者部分休業をした期間における各月（現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。）ごとにその者の休業時間（同条例第四条に規定する休業時間をいう。以下この項において同じ。）をその者の一週間当たりの勤務時間（同条例第三条又は第四条の規定による承認を受けていないとした場合の一週間当たりの勤務時間をいう。以下この項において同じ。）で除して得た数を合算した月数に相当する期間とする。この場合において、月の中途において休業時間又は一週間当たりの勤務時間が変更されたときは、その月におけるその者の休業時間のうち最も短い時間を当該月におけるその者の休業時間とし、その月におけるその者の一週間当たりの勤務時間のうち最も長い時間を当該月におけるその者の一週間当たりの勤務時間として計算するものとする。

2 前項の場合における条例第六条の四第一項の規定の適用については、同項中「現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。以下」とあるのは、「以下」とする。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第十三号

岡山県税条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月二十一日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県税条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

岡山県税条例施行規則の一部を改正する規則（平成二十八年岡山県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

附則第一項ただし書中「平成二十九年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県規則第十四号

岡山県看護学生奨学資金貸与規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月二十一日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県看護学生奨学資金貸与規則の一部を改正する規則

岡山県看護学生奨学資金貸与規則（昭和四十一年岡山県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第四条中「奨学資金貸与申請書を受理した」を「第二条第二項の規定による看護学生奨学資金貸与申請書の提出を受けた」に改める。

第八条第一項第三号中「リまで」を「チまで」に、「ヌに」を「リに」に改め、「へに掲げる施設にあつては助産師の業務」、「（県内のイからトまでに掲げる施設において三年以上看護業務に従事しないで、チ及びリに掲げる施設において看護業務に従事したときを含む。）」及びへを削り、トをへとし、チをトとし、同号リ中「同条第四項」を「同条第三項」に改め、同号中リをチとし、ヌをリとし、同項第四号中「リまで」を「チまで」に、「同号ヌ」を「同号リ」に改め、「（県内の同号イからトまでに掲げる施設において三年以上看護業務に従事しないで、同号チ及びリに掲げる施設において看護業務に従事したときを含む。）」を削り、同条第三項中「前項の」を「前項に規定する」に改める。

第九条第一項中「リ」を「チ」に改める。

第十条第一項第三号中「リまで」を「チまで」に、「同号ヌ」を「同号リ」に改め、「（同号チ及びリに掲げる施設において看護業務に従事する場合にあつては、県内の同号イからトまでに掲げる施設において三年以上看護業務に従事しているときに限る。）」を削り、同条第三項中「の返還」の下に「に係る債務の履行」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第八条第一項第三号リの改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の岡山県看護学生奨学資金貸与規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸付けの決定を行う看護学生奨学資金について適用し、同日前に貸付け

平成 2 9 年 3 月 2 1 日 岡山県公報 号外

の決定を行った看護学生奨学資金については、改正前の第八条第一項第三号への規定を除き、なお従前の例による。

◎岡山県訓令第1号

庁 中 一 般

出 先 機 関

岡山県職員服務規程(昭和三十六年岡山県訓令第五号)の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月二十一日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

第十一条の二第二項中「介護休暇を」を「介護休暇(以下この条において「介護休暇」という。)を」に、「介護休暇申請書」を「介護休暇指定期間申出書」に、「承認を受けなければ」を「指定期間(条例第九条の二第一項に規定する指定期間をいう。以下この条において同じ。)の指定を申し出なければ」に改め、同条第二項中「介護休暇の承認の申請」を「前項の規定による申出」に、「申請を」を「申出を」に改め、同条第三項中「介護休暇を受けた場合において」を「職員は」に、「介護休暇の期間」を「指定期間」に、「職務復帰届(様式第四号の三)により」を「その旨を」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 介護休暇の承認の申請は、指定期間の指定後において、介護休暇承認申請書(様式第四号の三)により行うものとする。

4 第二項の規定は、介護休暇の承認の申請について準用する。

第十一条の二の次に次の二条を加える。

(介護時間)

第十一条の三 職員は、条例第六条に規定する介護時間(以下この条において「介護時間」という。)を受けようとするときは、介護時間承認申請書(様式第四号の四)により、承認を受けなければならない。

2 職員は、介護時間の期間が満了したとき又は当該期間の途中で介護時間を受ける必要がなくなつたときは、その旨を届け出なければならない。

3 前条第二項の規定は、介護時間について準用する。

(子育て支援時間)

第十一条の四 職員は、条例第六条に規定する子育て支援時間(次項において「子育て支援時間」という。)を受けようとするときは、子育て支援時間承認申請書(様式第四号の五)により、承認を受けなければならない。

2 第十一条の二第二項及び前条第二項の規定は、子育て支援時間について準用する。

第十四条の二第二項中「様式第四号の四」を「様式第四号の六」に改める。
 様式第四号の二中

次のとおり承認してほしいか。
介 護 休 暇 申 請 書

を

介護休暇指定期間申出書

に「申

請します」や「申し出ます」に、

申 請 期 間 及 び 時 間	年 月 日から 年 月 日まで（ 日 間）の間で、 日 時間
--------------------	-----------------------------------

を

指定を希望 する 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日（ 日間）
介護休暇の 予 定	☐ 毎日（ 時 分～ 時 分） ☐ その他（ ）
これまでの 指 定 期 間	前 回 年 月 日 ～ 年 月 日（ 日間） 前々回 年 月 日 ～ 年 月 日（ 日間）

に改め

る。

様式第四号の三を次のように改める。

平成 2 9 年 3 月 2 1 日 岡山県公報 号外

様式第四号の三（第十一条の二関係）

主管課長	参事・副参事	総務班長	班	担当	人事課記入欄	受付	
主務課長	参事・副参事	班長	班	担当		台帳	
所属長	課長（参事・副参事）	班長	班	担当		通知	
介護休暇承認申請書							
岡山県職員服務規程（昭和36年岡山県訓令第5号）第11条の2第3項の規定により、次のとおり申請します。							
年 月 日							
岡山県知事 殿							
所属課（室）所名 職 名 氏 名 ㊟							
要介護者に関する事項	氏名		続柄		年齢		
	同居 別居の別	☐ 同居 ☐ 別居	介護が必要となつた時期		年 月 日		
指定期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 回目） （ 年 月 日付け， 第 号で指定）						
申請期間及び時間	期間			時間			
	年 月 日 ～ 年 月 日	☐ 毎日 ☐ その他 ()	時 分～ 時 分 時 分～ 時 分				
	年 月 日 ～ 年 月 日	☐ 毎日 ☐ その他 ()	時 分～ 時 分 時 分～ 時 分				
	年 月 日 ～ 年 月 日	☐ 毎日 ☐ その他 ()	時 分～ 時 分 時 分～ 時 分				
備考							

平成 2 9 年 3 月 2 1 日 岡山県公報 号外

様式第四号の四を様式第四号の六とし、様式第四号の三の次に次の二様式を加える。

平成 2 9 年 3 月 2 1 日 岡山県公報 号外

様式第四号の四（第十一条の三関係）

主管課長	参事・ 副参事	総務班長	班	担 当	人事 課 記 入 欄	受付	
主務課長	参事・ 副参事	班 長	班	担 当		台帳	
所 属 長	課長（参事 ・副参事）	班 長	班	担 当		通知	
介護時間承認申請書 岡山県職員服務規程（昭和36年岡山県訓令第5号）第11条の3第1項の規定により、次のとおり申請します。 年 月 日 岡山県知事 殿 所属課（室）所名 職 名 氏 名 ㊟							
要介護者に関する事項	氏名			続柄		年齢	
	同居 別居	の別	☐ 同居 ☐ 別居	介護が必要となつた時期	年 月 日		
要介護者の状態及び具体的な介護の内容	〔介護休暇に係る指定期間の有無 ☐ 無・☐ 有（ 年 月 日～ 年 月 日）〕						
申請期間及び時間	期間			時間			
	年 月 日	☐ 毎日 ☐ その他	時 分～ 時 分				
	～ 年 月 日	（ ）	時 分～ 時 分				
	年 月 日	☐ 毎日 ☐ その他	時 分～ 時 分				
	～ 年 月 日	（ ）	時 分～ 時 分				
	年 月 日	☐ 毎日 ☐ その他	時 分～ 時 分				
	～ 年 月 日	（ ）	時 分～ 時 分				
備考							
人事課記入欄	上記の要介護者に係る介護時間についての連続する3年以内の期間 年 月 日～ 年 月 日						

平成 2 9 年 3 月 2 1 日 岡山県公報 号外

様式第四号の五（第十一条の四関係）

主管課長	参事・ 副参事	総務班長	班	担 当	人 事 課 記 入 欄	受付	
主務課長	参事・ 副参事	班 長	班	担 当		台帳	
所 属 長	課長（参事 ・副参事）	班 長	班	担 当		通知	
子育て支援時間承認申請書 岡山県職員服務規程（昭和36年岡山県訓令第5号）第11条の4第1項の規定により，次のとおり申請します。 年 月 日 岡山県知事 殿 所属課（室）所名 職 名 氏 名 ⑩							
申請に係る子 に関する事項	氏名			続柄			
	生年月日	年 月 日生		年齢			
申請期間及び 時間	期 間			時 間			
	年 月 日	☐ 毎日	時 分～ 時 分				
	～ 年 月 日	☐ その他	時 分～ 時 分				
		()					
	年 月 日	☐ 毎日	時 分～ 時 分				
～ 年 月 日	☐ その他	時 分～ 時 分					
		()					
年 月 日	☐ 毎日	時 分～ 時 分					
～ 年 月 日	☐ その他	時 分～ 時 分					
		()					
配偶者の就業 の有無	☐ 有 ・ ☐ 無						
備考							

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の岡山県職員服務規程に定める様式による用紙は、当分の間、
所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県告示第百五十六号

岡山県土木関係手数料徴収条例に基づき知事が定める建築物エネルギー消費性能基準等（平成二十八年岡山県告示第百七十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

第一条中「別表第十七の備考、別表第十八の備考及び別表第十九の備考」を「同項第百七号イ、別表第十五の備考、別表第十六の備考、別表第十九の備考、別表第二十の備考及び別表第二十一の備考」に、「書類」を「書類、建築物」に改める。

第七条の見出し及び同条第一項中「別表第十九の備考」を「別表第二十一の備考」に改め、同項第一号中「第二条第一項第百一号」を「第二条第一項第百三号」に、「第八条第一号イ(2)」を「第十条第一号イ(2)」に改め、同項第二号中「第二条第一項第百一号」を「第二条第一項第百三号」に、「第八条第三号ロ」を「第十条第三号ロ」に、「第八条第一号ロ(1)」を「第十条第一号ロ(1)」に改め、同項第三号及び第四号中「第二条第一項第百五号」を「第二条第一項第百七号」に改め、同条第二項中「別表第十九の備考」を「別表第二十一の備考」に改め、同項第一号及び第二号中「第二条第一項第百一号」を「第二条第一項第百三号」に、「第八条第一号」を「第十条第一号」に改め、同項第三号及び第四号中「第二条第一項第百五号」を「第二条第一項第百七号」に改め、同条第三号及び第四号中「第二条第一項第百五号」を「第二条第一項第百七号」に改め、同条第九条とする。

第六条の見出し中「別表第十八の備考」を「別表第二十の備考」に改め、同条第一項中「別表第十八の備考」を「別表第二十の備考」に、「第二条第一項第百五号」を「第二条第一項第百七号」に改め、同条第二項中「別表第十八の備考」を「別表第二十の備考」に改め、同項第一号及び第二号中「第二条第一項第百一号」を「第二条第一項第百三号」に、「第八条第二号」を「第十条第二号」に改め、同項第三号及び第四号中「第二条第一項第百五号」を「第二条第一項第百七号」に改め、同条を第八条とする。

第五條の見出し中「別表第十七の備考」を「別表第十九の備考」に改め、同条第一項中「別表第十七の備考」を「別表第十九の備考」に、「第二条第一項第百五号」を「第二条第一項第百七号」に改め、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省令・国土交通省令第一号。以下「一」及び「二」という。）を削り、同条第二項中「別表第十七の備考」を「別表第十九の備考」に改め、同項第一号中「第二条第一項第百一号」を「第二条第一項第百三号」に、「第八条第二号」を「第十条第

二号」に改め、同項第二号中「第二条第一項第百五号」を「第二条第一項第百七号」に改め、同条を第七条とする。

第四条（見出しを含む。）中「第二条第一項第百五号イ」を「第二条第一項第百七号イ」に改め、同条第三号中「（平成二十七年法律第五十三号）」を削り、同条を同条第四号とし、同条中第二号を第三号とし、同条第一号中「第三条第二項（同令第六条）」を「第二十五条第二項（同令第二十八条）」に改め、「（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第十八項の規定により交付された検査済証をいう。以下同じ。）」を削り、同条を同条第二号とし、同条の前に次の一号を加える。

一 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十二条第六項に規定する適合判定通知書の写し及び検査済証（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第十八項の規定により交付された検査済証をいう。以下同じ。）の写し（いずれも当該申請に係る建築物に係るものに限る。）

第四条を第五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（条例別表第十五の備考及び別表第十六の備考の知事が定める基準）

第六条 条例別表第十五の備考及び別表第十六の備考の知事が定める基準のうちモデル建物法は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省令・国土交通省令第一号。以下「基準省令」という。）第一条第一項第一号ロに定める基準とする。

2 条例別表第十五の備考及び別表第十六の備考の知事が定める基準のうち標準入力法等は、基準省令第一条第一項第一号に定める基準（前項に定める基準を除く。）とする。

第三条（見出しを含む。）中「第二条第一項第百一号イ及び第百三号イ」を「第二条第一項第百三号イ及び第百五号イ」に改め、同条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

（条例第二条第一項第百一号イの知事が定める建築物）

第三条 条例第二条第一項第百一号イの知事が定める建築物は、その主たる用途が次の各号のいずれかに該当する建築物とする。

一 危険物の貯蔵又は処理に供するもの

平成 2 9 年 3 月 2 1 日 岡山県公報 号外

二 水産物の増殖場又は養殖場

三 卸売市場

四 火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設

附 則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第六号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月二十一日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和三十五年岡山県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項中「三月三十一日までの子」の下に「（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童及び当該児童の親その他の同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親としては当該児童を委託することができない職員に、同条第一号に規定する養育里親に対するものとして同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている児童を含む。第十一条の二を除き、以下同じ。」を加える。

第三条の四第一項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 当該請求に係る第三条の二第一項に規定する子のうち実子又は養子でない者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）が民法第八百十七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除されたことにより特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなつた場合

第三条の六中「同条第一項第四号」の下に「及び第五号」を加える。

第三条の七第一項中「第二条の三」を「第二条の三第一項」に改め、同条第二項及び第三項中「第二条の三」を「第二条の三第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第五項中「第二条の三」を「第二条の三第一項」に改める。

第三条の八第一項中「第二条の三」を「第二条の三第一項」に改め、同項に次の一号を加える。

四 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第八百十七條の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七條第一項第三号の規定による措置が解除されたことにより特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなつた場合

第三条の八第二項中「第二条の三」を「第二条の三第一項」に改め、同條の次に次の一条を加える。

（介護を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等）

第三条の九 第三条の七及び第三条の八（同條第一項第四号及び第二項第二号を除く。）の規定は、條例第二条の三第二項に規定する職員について準用する。この場合において、第三条の七及び第三条の八中「第二条の三第一項」とあるのは「第二条の三第二項」と、第三条の七第一項中「第六十一条第二十三項」とあるのは「第六十一条第二十四項において読み替えて準用する同條第二十三項」と、同條第二項中「措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の正常な運営を妨げる」と、同條第三項中「措置を講ずる」とあるのは「公務の正常な運営を行う」と、第三条の八第一項第一号及び第三号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第二号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなつた」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と読み替えるものとする。

第五条第二項第二号中「平成四年岡山県條例第三号」の下に「。第十一条の四第一項第二号において「育児休業條例」という。」を加える。

第七条第三項第三号中「第九条第二項第二号において」を「以下」に改める。

第十一条第一項第十号中「が生後満三年に達しない生児」の下に「（民法第八百十七條の二第一項の規定により職員又は配偶者が当該職員又は配偶者との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員又は配偶者が現に監護するもの、児童福祉法第二十七條第一項第三号の規定により同法第六條の四第二号に規定する養子縁組里親である職員又は配偶者に委託されている生児及び当該生児の親その他の同法第二十七條第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法

第六条の四第二号に規定する養子縁組里親としては当該生児を委託することができない職員又は配偶者に、同条第一号に規定する養育里親に対するものとして同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている生児を含む。以下この号において同じ。」を加える。

第十一条の二第二項を次のように改める。

2 介護休暇の単位は、一日又は一時間とする。

第十一条の二に次の六項を加える。

3 一時間を単位とする介護休暇は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した四時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該四時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

4 条例第九条の二第一項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の指定を希望する職員は、期間の初日及び末日を任命権者に対し申し出なければならない。

5 任命権者は、前項の規定による申出があつた場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第八項において「申出の期間」という。）を指定期間として指定するものとする。

6 職員は、現に指定されている指定期間を延長し、又は短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を任命権者に対し申し出なければならない。

7 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があつた場合には、現に指定されている指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

8 第五項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、申出の期間又は現に指定されている指定期間の末日の翌日から第六項の規定による指定期間の延長の指定の申出があつた場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり人事委員会が定めるところにより介護休暇を承認することができないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が人事委員会の定めるところにより介護休暇を承認することができないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

第十一条の二の次に次の二条を加える。

（介護時間）

第十一条の三 介護時間の単位は、三十分とする。

2 介護時間は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した二時間（育児休業法第十九条第一項の規定による部分休業若しくは条例第九条の四の規定による子育て支援時間又は第十一条第一項第十号に規定する特別休暇（以下「育児時間」という。）の承認を受けて勤務しない時間がある日については、二時間から当該部分休業若しくは子育て支援時間又は育児時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間で任命権者が承認を与えた場合における休暇とする。

（子育て支援時間）

第十一条の四 条例第九条の四第一項に規定する人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 育児休業法第十九条第一項の規定による部分休業の承認を受けた職員

二 育児休業条例第二十三条第二号に規定する非常勤職員

2 子育て支援時間の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（育児休業の承認を受けることができる育児休業法第二条第一項に規定する非常勤職員をいう。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、三十分を単位として行うものとする。

3 育児時間又は介護時間を承認されている職員（非常勤職員を除く。）に対する子育て支援時間の承認については、一日につき二時間から当該育児時間及び介護時間を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

4 非常勤職員に対する子育て支援時間の承認については、一日につき、当該非常勤職員について一日につき定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間又は介護時間を承認されている場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、二時間から当該育児時間及び介護時間を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

5 子育て支援時間の承認は、当該子育て支援時間の承認を受けている職員が産前産後休暇（第十一条第一項第八号に規定する特別休暇をいう。）の始期に達し、若しくは出産した場合、休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該承認に係る子が死亡し、

若しくは当該職員の子でなくなった場合には、その効力を失う。

6 任命権者は、子育て支援時間の承認を受けている職員について、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該承認を取り消すものとする。

- 一 当該承認に係る子を養育しなくなったとき。
- 二 当該承認に係る子以外の子について、育児休業法第二条第一項の規定により育児休業を承認しようとするとき。
- 三 当該承認に係る子以外の子について、育児休業法第十条第一項の規定により育児短時間勤務を承認しようとするとき。
- 四 当該承認に係る子以外の子について、育児休業法第十九条第一項の規定により部分休業を承認しようとするとき。
- 五 現に承認を受けている子育て支援時間の内容と異なる内容の子育て支援時間を承認しようとするとき。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第七号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月二十一日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成四年岡山県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第二条の三（見出しを含む。）中「第二条の二第三号ロ」を「第一条の三第三号ロ」に改め、同条第二号中「親」を「親（当該子について民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七条の二第一項の規定により同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて当該子を現に監護するもの、児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により当該子を委託されている同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親（以下この号において「養子縁組里親」という。）である者及び同条第一号に規定する養育里親であつて養子縁組里親であるもの（当該子の親その他同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同条第一項第三号の規定による委託をすることができないものに限る。）を含む。」に改める。

様式第一号中「続 柄」を「続 柄 等」に改める。

様式第二号中「（養子縁組の取消しを含む。）」を「☐ 休業に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。
☐ その他（ ） ）」を

「☐ 休業に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。

☐ 休業に係る子についての民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した。

☐ 休業に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定による措置が解除された。
に定める。

☐ その他（ ） ）」

様式第二号の二中「続 柄」を「続 柄 等」に定める。

様式第三号中「続 柄」を「続 柄 等」に定める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第八号

職員の高齢者部分休業に関する規則を次のように定める。

平成二十九年三月二十一日

岡山県人事委員会委員長

森

義

郎

職員の高齢者部分休業に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、職員の高齢者部分休業に関する条例(平成二十九年岡山県条例第六号。以下「条例」という。)第八条の規定により、職員の高齢者部分休業に關し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業の承認の申請手続)

第二条 高齢者部分休業の承認の申請は、書面により、高齢者部分休業を始めようとする日の一月前までに行うものとする。ただし、条例第二条に定める年齢に達した日(以下この条において「基準日」という。)から基準日の属する年度の翌年度の四月一日までの期間が一月に満たない職員が、基準日から一月を経過するまでの期間内の日から高齢者部分休業を始めようとする場合には、高齢者部分休業を始めようとする日までの間において、速やかに行うものとする。

(休業時間の延長の申請手続)

第三条 前条本文の規定は、休業時間の延長の申請について準用する。

(承認の取消し又は休業時間の短縮の同意)

第四条 任命権者は、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間を短縮する場合は、書面により、当該職員の同意を得なければならない。

(その他)

第五条 この規則の施行に必要な事項は、人事委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第九号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月二十一日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十八年岡山県人事委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 地公法第二十六条の三第一項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間の二分の一の期間

第十一条第二項中第九号を第十二号とし、第八号を第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 地公法第二十六条の三第一項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間

第十一条第二項第七号中「一日の勤務時間の一部について勤務しなかつた日が九十日」を「勤務しなかつた期間が三十日」に、「期間」を「全期間」に改め、同号を同項第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 子育て支援時間の承認を受けて勤務しなかつた期間が三十日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間

第十一条第二項第六号の次に次の一号を加える。

七 介護時間の承認を受けて勤務しなかつた期間が三十日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間

第十三条第一項第一号中「百分の百十二以上百分の百八十」を「百分の百五以上百分の百七十」に、「百分の百三十八以上百分の二百二十」を「百分の百三十一以上百分の二百十」に改め、同項第二号中「百分の九十九・五以上百分の百十二」を「百分の九十三・五以上百分の百五」に、「百分の百二十二・五以上百分の百三十八」を「百分の百十六・五以上百分の百三十一」に改め、同項第三号及び第四号中「百分の八十七」を「百分の八十二」に、「百分の百七」を「百分の百二」に改める。

第十三条の二第一項各号中「百分の四十二・五」を「百分の四十」に、「百分の五十二・五」を「百分の五十」に改める。

平成 2 9 年 3 月 2 1 日 岡山県公報 号外

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。